

世界知的所有権機関（WIPO）等における最近の動向について

1.WIPO 視聴覚的実演の保護に関する外交会議（2012年6月20日～26日）

6月20日から6月26日まで、北京において視聴覚的実演の保護に関する外交会議（議長：中国・リウ・ビンジェ（Mr. Liu Binjie）国家著作権局長）が開催された。概要は以下のとおりである。

1. 新条約（視聴覚的実演に関する北京条約（仮称）（Beijing Treaty on Audiovisual Performances））の概要

- (1) 視聴覚的実演の保護に関する新条約については、もともと2000年12月に、視聴覚的実演の保護に関する外交会議が開催されたが、実演家の権利行使に関する条項（第12条）について加盟国間の合意が得られず、結果として条約の採択が見送られ、それ以来本条約の成立は長年の懸案とされていたところ、再開催された本外交会議における交渉の結果、全ての条文について最終合意に達し、「視聴覚的実演に関する北京条約（仮称）」（以下、「北京条約」、原文及び参考訳：資料1-1）として採択された。
- (2) 今回の外交会議で新たに議論され、合意に達した点は以下のとおり。
 - ・第12条：実演家の権利行使に関する条項
 - ・前文：開発アジェンダに関する前文を追加
 - ・第1条：WPPTとの関係及びTRIPS協定との関係に関する合意声明を追加
 - ・第2条：実演家の定義に関する合意声明を追加
 - ・第15条：権利制限及び例外に関する第13条と技術的保護手段に関する合意声明を追加
- (3) また、北京条約の主たる内容は以下のとおり。
 - ・実演家人格権の創設（第5条）（氏名表示権、同一性保持権）
 - ・実演家の財産的権利の充実（生実演を固定する権利及び放送・公衆への伝達権（第6条）、複製権（第7条）、譲渡権（第8条）、商業的貸与権（第9条）、利用可能化権（第10条）、固定された実演の放送・公衆への伝達権（許諾権又は報酬請求権（一部又は全部の留保が可能））（第11条）
 - ・技術的保護手段及び権利管理情報に関する法的保護（第15条及び第16条）

2. 実体条項（第1条～第20条）についての議論

(1) 条文案について

実体条項（第1条～第20条）について、第一委員会で審議され、第12条を除く19か条については、2000年に暫定合意された条文のとおり採択された。また、客年7月の第22回著作権等常設委員会（SCCR）において暫定合意された第12条についても、暫定合意されたものと同内容の条文が採択された。

なお、最終的な条文には、起草委員会（Drafting Committee）での検討結果を踏まえた微修正が加えられ、AVP/DC/20のとおり条文が採択された。

(2) 第12条について

第12条については、21日（会合2日目）の第一委員会において、新第12条案を含む新条約と我が国著作権法が整合的であることを再確認するため、我が国著作権法第91条等と本条約とは整合性がとれているものと理解していること、

各国において regulate できる旨の発言を行った。これに対して、一旦は米国及びインドから留保したいとの発言があったことから、その後、これら二国とそれぞれ接触したところ、我が国の発言に対して特段の異議は無いとの了解が両国から得られた。ただし、その際、インドより我が国に対して第一委員会において補足説明を行ってほしいとの要望があったので、再度第一委員会において補足説明の発言を行い、我が方の解釈を外交会議の議事録へ記録した。

(3) 前文及び合意声明（第1条、第2条、第15条）について

昨年9月から10月にかけて開催されたWIPO一般総会において決定されたマンドートに基づいて、前文及び、第1条、第2条、第15条に関する合意声明について議論がなされ、その結果、最終的には AVP/DV/20 のとおりの前文及び合意声明が採択された。

3. 最終文書への署名

外交会議閉会后、署名式典が開催され、最終文書（Final Act）に署名した国が122、条約（Treaty）に署名した国が48であった。我が国は、堀之内在中国大特命全権公使が最終文書（Final Act）に署名を行った。

2.第22回遺伝資源等政府間委員会(IGC22)（2012年7月9日～7月13日）

●TCEs（伝統的文化表現・フォークロア）について

- 前回国会の結論として、2年間（2012/2013）の中で、現在行われているそれぞれのテキストベースの交渉を一層促進させることとされ、現在議論されている国際法的文書（International Legal Instrument）を、2012年の総会（10月予定）に提出すべく、分野ごと（GR（遺伝資源）、TK（伝統的知識）、TCEs（伝統的文化表現・フォークロア））に、次回以降3回分のIGC中で議論されることとなり、TCEsについては第22回IGC（2012年7月）において議論が行われた。なお、国際法的文書（international Legal Instrument）について、法的拘束性を持たせるべきかどうかについては、参加国の間で意見が割れているところ。
- 今回の会合は、議長の提案に基づき、公式会合において提案を行い、非公式会合（専門家グループ会合）にて、当該提案について、地域グループから選出された専門家にて実質的な議論を行うというプロセスが用いられた。TCEsのテキストについて、(i)まず、重要条項である第1条（保護の客体：TCEsの定義、資格基準）、第2条（保護の受益者）、第3条（保護の範囲）及び第5条（例外及び制限）にフォーカスし、その後、その他の条文について検討して一読を終え、(ii)続いて、専門家グループによる、ライブドラフティング作業を用いた議論を経て、進行役（facilitator）によるテキスト洗練化処理を行い作成されたテキストに対して、(iii)加盟国から更なる意見を聴取する、という段取りで審議が進められた。
- 第21回国会の伝統的知識（TK）の際には、進行役により2つのオプションにまとめられたテキストが、加盟国の提案・修正により、議論を経た結果、一層複雑な状態となったテキストが作成された。今回会合においては、前回国会の反省を踏まえ、専門家グループ会合を活用したものの、進行役が立場の懸隔があると指摘していた部分はおろか、意見の収れんがみられるとされていた項目についても多くの加筆やブラケットが施され、さらには多数の代替提案がなされ、他方で、

意見の収れんがみられた項目は少なかったことから、当初のテキストより一層複雑な状態となったテキストとなってしまった点において、前回 TK と同様の結果となった。

- 作業の結果得られたテキストを本年 10 月の一般総会に提出することとされた。
- なお、一般総会では、当該テキスト及び進捗を評価 (take stock) ・考慮し、外交会議を開催するか否か検討し、追加の会合の必要性について検討することとなっている。

3. 第 24 回著作権等常設委員会 (SCCR24) (2012 年 7 月 16 日～7 月 25 日)

①視覚障害者等に関する権利制限及び例外について

- テキストベースの議論が公式会合及び非公式会合の場で作業文書 SCCR/23/7 に基づいて逐条毎に行われ、各国の提案を反映した作業文書(資料 1-3、SCCR/24/9) が改訂版として採択された。

- SCCR は、以下の点を次回の WIPO 一般総会に勧告することとなった。
 - (a) 視覚障害者等に関する権利制限及び例外について、2012 年の一般総会と第 25 回 SCCR の間で、ジュネーブにて会期間会合を行う。(途上国の専門家の参加のために、財政的支援を行う。)
 - (b) 本件は、テキストベースの議論を結論づけ、又は進展させることを視野に入れて、第 25 回 SCCR においても継続される。
 - (c) 2012 年 12 月に臨時総会を開催し、第 25 回 SCCR によって作成されたテキストを評価し、2013 年に外交会議を開催するか否か決定する。

- 従来から条約化を求める途上国のみならず、豪は全体会合で条約化を表明し、米国及び EU も、条約化を受け入れる可能性が高まっていることが非公式な場での発言からは伺われ、条約化へ向けた国際的なコンセンサスが形成される可能性が高まってきていることから、上記のスケジュールの中でテキストについて概ね合意が得られれば、早くも 2013 年の夏に、外交会議が開催される可能性がある。

②放送機関の保護について

- 我が国は、5 月下旬に放送条約に関する提案を WIPO 事務局に提出した。(SCCR/24/3、資料 1-5)
- 放送条約に関する新たな日本提案 (SCCR/24/3) 及び南ア・メキシコ提案の改訂提案 (SCCR/24/5) が提出された。また、我が方及び南アがそれぞれ主催していた非公式協議については、議長からの提案で議長主催の非公式協議に統合することが合意された。当該議長主催の非公式協議において、両提案を統合することが合意され、議長ノンペーパーが作成された。
- 議長ノンペーパーの当初版は、非公式協議での両提案を統合するとの合意に反し、南ア・メキシコ改訂提案をベースに我が方の提案の多くを脚注扱いとしたものであ

ったが、我が方からの強い働きかけにより、我が方の提案及びブラジル提案等の内容を概ね取り込み、それらを選択肢として列挙した議長ノンペーパー(資料 1-6)の改訂版が作成された。

○ さらに、非公式協議の場で、議長ノンペーパーを委員会の作業文書とし、次回以降の議論のベースとすることが議長より提案された。同提案に対して、非公式協議では特段の異議はなかったが、その後の非公式協議の場で、先の非公式協議でノンペーパーを作業文書とするとの提案があった際に不在であったインドからプレナリにおいて作業文書とすることに反対が表明された。最終的に、インド妥協案を反映させることを条件に、議長ノンペーパーを作業文書とすることが合意された。作成された作業文書は、SCCR/24/10 として採択され、本文書をベースに、次回以降の議論を継続することになった。

○ SCCR は、2014 年に外交会議を開催するか否かを決定することを可能にするテキストへ向けた議論を継続することを WIPO 一般総会に勧告することとなった。

③教育、研究機関及び視覚障害者以外の障害者に関する権利制限及び例外について

○ エクアドル、ペルー、ウルグアイによる共同提案 (SCCR/24/6)、ブラジルによる提案 (SCCR/24/7) がなされるとともに、アフリカグループより、既に提出された提案 (SCCR/22/12) を改訂した提案が提出された。そのほか、数多くの追加・修正提案やコメント等がプレナリでなされた。

○ 文書のまとめ方として、図書館とアーカイブに関する権利制限及び例外の際と同様に、クラスターにより議論を行うことが提案されたが、①途上国より提案された、本議題とは無関係と考えられる項目(例:ISPに関する項目)を文書に含むか否か、②文書において、テキスト提案とコメントをどのように整理するかという点について、先進国側と途上国側で意見が相違した。

○ 最終的には、上記の相違は解消せず、仮作業文書として、次回の SCCR にて再度議論を行うことになった。

④図書館とアーカイブに関する権利制限及び例外について

○ 本議題について、アフリカグループより、追加の提案がなされ、当該提案を含めた形で、作業文書 (SCCR/23/8) として採択され、これを基に、次回以降も継続して議論することとされた。

⑤次回 SCCR の日程

○ 次回 (第 25 回) SCCR は、11 月 19 日～23 日に開催されることとされた。